

2019年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社ALBERT
代表者名 代表取締役社長兼CEO 松本 壮志
(コード番号：3906 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員CFO経営管理部長 新井 普之
(TEL 03-5937-1610)

資本金の額及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、2019年2月15日開催の取締役会において、下記のとおり「資本金の額及び資本準備金の額の減少の件」を2019年3月27日開催予定の第14回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の目的

自社株取得等の株主還元策を実現できる状態を確立するとともに、資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

①減少すべき資本金の額及び資本準備金の額（2019年2月15日現在）

資本金 1,360,507,590円のうち1,060,507,590円を減少し、300,000,000円とします。

資本準備金 1,021,507,590円のうち 721,507,590円を減少し、300,000,000円とします。

ただし、当社が発行している新株予約権が、資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該減少後の資本金の額及び資本準備金の額は変動する可能性があります。

②資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 日程

- | | |
|--------------|---------------------|
| ①取締役会決議 | 2019年2月15日（金曜日） |
| ②債権者異議申述最終期日 | 2019年3月22日（金曜日）（予定） |
| ③定時株主総会決議 | 2019年3月27日（水曜日）（予定） |
| ④効力発生日 | 2019年3月28日（木曜日）（予定） |

4. 今後の見通し

資本金の額及び資本準備金の額の減少は、「純資産の部」の勘定の振替処理であり、純資産額に変動はなく、本件が業績に与える影響はありません。

以上